

全国初！

# 元気に育つ志木っ子条例

平成30年3月制定

志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例



## 未来を担う志木っ子のために…

近年、携帯電話やスマートフォン、インターネット、SNS等を利用した新しい交流や遊び、またトレーディングカードゲームが流行するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。それに伴い、これらの不適切な利用による犯罪の被害やいじめといったさまざまな問題が発生し、新たな社会問題となっています。

そこで、未来を担う志木っ子たちが、これらに関連したトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため「元気に育つ志木っ子条例」（志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例）を全国に先駆けて制定しました。

保護者や子ども、学校、行政だけでなく、地域の皆さんが一体となって、各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図り家庭教育を推進していく必要があります。

志木市・志木市教育委員会

# 『元気に育つ志木っ子条例』

## ってどんな条例なの？

### 目的

未来を担う子どもたちの健やかな成長に向け、必要な生活習慣を確立させるために、家庭教育を支援し、子どもの自立心を育成するとともに、心身の調和のとれた発達を促します。

保護者と一緒に子どもたちのことを第一に考え、健やかな成長のために、教育活動を行います。



### 学校の責務

保護者等と連携し、子どもの健やかな成長に向けて必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すための教育を行います。



### みなさん、ご利用ください！

「元気に育つ志木っ子条例」の周知やインターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等の適切な利用についての自主的な講演会などの実施に対し補助金を交付します。生涯学習課までお問い合わせください。

### 保護者の責務

- 家庭の状況に応じて、子どもが利用するインターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等のルールづくり(取り決め)をするとともに、決めたルールを守りましょう。
- 子どもがインターネットを利用する際には、フィルタリング機能を利用しましょう。



### 子どもの努力

- 家族で決めたインターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等のルールを守り、楽しく安全に利用しましょう。
- 早寝、早起きなど規則正しい生活を送るようにしましょう。

### 市の責務

- 保護者、学校、地域住民、その他の関係者と連携し、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭におけるインターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する教育を進めるとともに、家庭教育を支援する事業を展開します。
- 具体的施策については
  - (1) 子どもたちへの情報モラル教育の充実  
市内小中学校全校で、児童生徒を対象としたインターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等の適切な利用に関する講演を行います。
  - (2) 保護者に対する講座の実施  
各小中学校PTAが主催する「家庭教育学級」において、インターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等の適切な利用に関する内容を含む講座を全校で実施します。
  - (3) 地域住民への協力依頼  
市内全世帯へリーフレットを配布し、条例の周知と協力を依頼します。  
市民の皆さんが「元気に育つ志木っ子条例」についての自主的な講演会等を実施する場合、補助金の交付を行います。
  - (4) 相談窓口の設置  
子どものインターネットやSNS、ゲーム、トレーディングカード等の相談窓口を設け、毎月1回の相談会を実施します。

### 基本理念

家庭教育の支援は、家庭教育の自主性を尊重しながら、学校、地域、行政などの社会すべての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組みます。



子どもたちの成長とともに、ルールの見直しをしましょう！



志木っ子を地域で育てる気持ちで、地域の活動に参加しましょう。

### 地域住民の役割

- 保護者や学校等と連携し、地域の行事などを通して、地域全体で子どもたちを見守り、育みましょう。
- 地域社会の中で、子どもや子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりに努めましょう。

保護者同士で、家庭教育についての情報交換をしましょう。



### トレーディングカードとは・・・

「元気に育つ志木っ子条例」では、主に交換や収集することを目的としたカードのことを表しています。



家庭と一緒に

# ルール作りをしましょう！

小中学生のいる家庭に限らず、携帯電話やスマートフォン、インターネット、トレーディングカード等と上手に付き合うために、各家庭のルール作りをしましょう。

たとえば…

- ・子どもは保護者の許可なく、トレーディングカードの交換をしない。
- ・午後9時以降は、携帯電話やスマートフォン、インターネットの使用をしない。
- ・位置情報を活用したスマホゲームの利用等で「歩きスマホ」「ながらスマホ」はしない。
- ・インターネットやSNSに、他の人の名誉を傷つける書き込みをしない。
- ・困ったときは、すぐに家族や先生に相談する。・・・など。

小中学生のいる家庭では、家族みんなで話し合い、『**家族もいっしょに守れるルール**』を作りましょう！

## 我が家のルール

作成 年 月



家庭内のコミュニケーションが大切です。  
日頃から子どもの変化に目を向け、何でも話せる関係を作りましょう。



志木市生涯学習シンボル  
キャラクター「エル」ちゃん

身近なインターネットやトレーディングカード  
によるトラブルの相談窓口は…

予約受付：志木市立教育サポートセンター  
電話 048-471-2211  
受付時間：月～金 午前9時～午後5時  
相談日：毎月第2木曜日 午後3時～6時  
(予約制で1人につき50分)  
相談場所：市役所  
★費用は無料です。★秘密厳守

【発行】志木市・志木市教育委員会

担当 志木市教育委員会 生涯学習課  
生涯学習・文化財グループ  
電話 048(473)1111  
内線 3130・3131  
E-mail syogai@city.shiki.lg.jp